

## \*\*\*\*\* 京阪カントリー倶楽部会則

### 第1章 総則

- 第1条 本倶楽部は京阪カントリー倶楽部(以下倶楽部という)と称する。  
第2条 倶楽部は京阪カントリー株式会社(以下会社という)が経営するゴルフ場及びその付属施設を利用して、ゴルフの健全なる普及発展につとめると共にプレーヤーの技術体育の向上を計り、かつ会員相互の親睦を図る社交機関たることを目的とする

### 第2章 会員

- 第3条 倶楽部の会員は次の通りとする。  
(1)正会員 (2)平日会員 (3)ライフ会員 (4)ゴールド会員  
(5)終身会員 (6)隔日会員 (7)隔日終身会員 (8)クイーンズ会員  
(9)プレミアム正会員 (10)オーバ60終身会員  
(11)レディース終身会員(12)プラチナ正会員

- 第4条 会員の年齢は原則として満16歳以上とする。  
(1)18歳未満の場合、ゴルフプレーは保護者同伴に限る。  
(2)18歳以上で社会人の場合、ゴルフプレーする事が出来る。  
(3)18歳以上でも学生のゴルフプレーは保護者同伴に限り、倶楽部競技会に参加出来る。(学生とは、高校生、大学生で在籍中の者)  
(4)20歳以上の社会人は、倶楽部競技会に保護者なしで参加出来る。

- 第5条 預託金の取り扱い、は、次の通りとする  
(1)会員の預託金は、会社が解散するときに清算する。  
(2) 預託金には利息を付けない。  
(3) 登録料は一切返金しない。

- 第6条 (1) 会員はそれぞれ区分に応じて年会費及びその他別に定める料金を負担しなければならない。  
(2) 年会費(毎年12月～翌年11月)は毎年12月末日までに納入するものとする。但し中途の時期に入会した者は月割りに納めるものとする。尚既納の年会費及びその他の料金は、如何なる理由あるも払い戻さない。

- 第7条 会員の資格を得ようとするときは、所定の手続きにより名義登録をすることとする。その場合は理事会で定めた名義変更手数料を会社に納入しなければならない。

- 第8条 第3条により第7条については理事会の決議を経て、会社が随時変更することが出来、会員はその決定に従うこととする。

- 第9条 クイーンズ会員は終身会員制とし第13条及び第14条(1)には該当しない。クイーンズ会員は所定の手続きにより預託金及び手数料を納入し理事会の承認があれば会員区分の変更ができる。

- 第10条 会員は生年月日、勤務先、住所を別に定める様式により届出をし、内容に変更が生じた場合は直ちに変更の手続きをしなければならない。

### 第3章 入会及び退会

- 第11条 倶楽部に入会しようとする者は、倶楽部所定の手続きを経て後、入会申込を行わなければならない。

- 第12条 会員は次のいずれかの事由によりその資格を喪失する。  
(1) 退会  
(2) 除名  
(3) 死亡  
(4) 法人にあたっては解散  
(5) 入会時の約定書記載事項に反したとき。  
(6) プラチナ正会員のプラチナ料金未払い

- 第13条 会員が死亡したとき、相続人はその資格を継承することができる。この場合、相続人は理事会で定めた名義変更手数料を会社に納入しなければならない。但し、資格を継承し会員として登録するには理事会の承認を要する。

- 第14条 (1) 会員はその資格を譲渡することができる。譲渡によりその会員は当然にその資格を喪失する。ただし、登録ゴールド会員は別に定める条件を満たした場合、シニア会員として会員の権利(プレー権)を有することができる。法人ロイヤル会員、法人正会員、法人平日会員、法人ロータリー会員がその法人内部において記名人の変更をするときも第7条に準ずる。  
(2) 理事会は必要により一時名義書換を停止することができる。  
(3) 会員が退会しようとするときは、書面をもって理事会に届出をしなければならない。

- 第15条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議によりこれを戒告し又は一定期間会員権の行使を停止、もしくは除名することができる。  
(1) 倶楽部に対する債務を請求の日から起算して3カ月以上滞滞したとき  
(2) 倶楽部の秩序もしくは善良なる慣習に反する行為又は倶楽部の名誉もしくは品位を毀損する行為があったとき。  
(3) 倶楽部の会則又は規約に違反したとき。  
(4) 入会時の約定書記載事項に反したとき。

### 第4章 権利義務

- 第16条 会員は理事会で定める休場日を除き、ゴルフコース及びその付属施設を利用する権利を有する。  
第17条 会員はビジターを紹介することができる。

## \*\*\*\*\*

その場合紹介者はビジターのすべての行為に対して一切の責任を負うものとする。

### 第5章 役員

- 第18条 倶楽部に下記の役員をおく。  
顧問 若干名  
理事長 1名  
常任理事 1名  
キャプテン 1名  
理事 20名以内

- 第19条 (1) 理事、顧問は会社の取締役会において推挙する。  
(2) 顧問は理事会に出席し、議決権を行使することができる。

- 第20条 理事長は理事会において選任し、常任理事、キャプテンは理事の中から理事長がこれを委嘱する。

- 第21条 理事長は倶楽部を代表し会務を統轄する。

- 第22条 常任理事は理事長を輔佐し、日常業務の監督に当たる。理事長に支障ある時はこれを代行する。

- 第23条 キャプテンは各種の委員会を統轄し、ゴルフ競技及びゴルフコースに関する一切の業務を処理する。

- 第24条 役員はすべて名誉職でありかつ無報酬とする。ただし職務の為に要した費用については会社がこれを負担する。

- 第25条 役員は任期は満3ヶ年とする。但し再委嘱は妨げない。顧問の任期は原則として終身とする。

- 第26条 役員は任期満了の場合でも後任者が就任するまでその職務を行う。

- 第27条 役員に欠員が生じたときは、必要に応じ会社の取締役会において選出し委嘱する。但し任期は前任者の残任期間とする。

### 第6章 入会の手続

- 第28条 入会を希望するものは所定の申込書を記入し、本人及び会員1名の推薦者が署名押印の上、顔写真、約定書、名義書換申請書、印鑑証明、住民票、納税証明書、法人の場合は登記簿謄本を会社へ提出することとする。

- 第29条 理事会は入会申込者の入会の可否を審議の上決定する。

### 第7章 ビジター

- 第30条 ビジターは入場に際し会員の紹介又は同伴を要するが、紹介者はビジターに関する一切の費用及びビジターの行為に対し全責任を負うものとする。

- 第31条 ビジターが倶楽部の風紀、秩序を乱した場合又はその恐れありと認められたとき、倶楽部はコースその他の施設の利用を拒否又は退場を求めることがある。

- 第32条 理事会はビジターが事前に該当すると認めたとき、同人を紹介もしくは同伴した会員に対して決議を経てこれを戒告し、又は会員のビジターを紹介もしくは同伴する権利を一定期間停止することができる。  
第33条 理事会は決議により土曜、日曜、祝日、特別営業日にかぎりビジターの入場を制限することができる。

- 第34条 理事会は決議により会員を紹介し得る1回のビジター数及び1ヵ月内の回数をそれぞれ制限することができる。

### 第8章 料金

- 第35条 会員の負担は別の定めのとおりとする。但し理事会の決議を経て会社が随時変更することができる。  
第36条 倶楽部の競技参加料及びその他の料金は理事会の決議を経て会社がこれを決定する。

### 第9章 競技規則

- 第37条 倶楽部のローカルルール並びに競技規則の制定及び変更は理事会の決議による。但し競技会において臨時に適用される規則は、競技委員長が制定することができる。競技委員長不在の場合は副委員長がこれを代行する。  
第38条 競技委員長不在の場合、副委員長は競技規則及びローカルルールの適用に関する裁定権を有する。  
第39条 理事会において必要と認めたときは、競技日の一定期間にかぎり競技者のみにコースの使用を許すことができる。但しこの場合は競技1週間前に倶楽部ハウスにその旨を提示する。

- 第40条 倶楽部ハウスに提示された規則及びローカルルールは細則として認められるものとする。  
第41条 倶楽部内においては適正な服装をする様につとめ、入退場時にはブレザー等のジャケットを着用するものとする。  
第42条 理事長の許可がなければ倶楽部ハウス並びにリンク及び会社所有地域内に提示広告をしてはならない。  
第43条 ロッカー内及び倶楽部内における会員又はビジターの所有物についてはクラブが適正な管理に当たらなければならないが、止むを得ない盗難、紛失、自損等に対しては倶楽部及び会社はその責に任じない。

- 第44条 会員及びビジターは直接従業員又はキャデイに対して指

図をしてはならない。  
第45条 会員及びビジターは理事長の承認を得ないで、倶楽部内において直接商行為をなすこと、又は倶楽部の内外を問わず広告その目的をもって倶楽部名義を利用することをしてはならない。

- 第46条 会員が倶楽部施設にその他に関し希望又は意見があるときは、書面でも理事会に通告するものとする。

- 第47条 倶楽部内に提示された事項については、会員及びビジターはこれを遵守する義務があるものとする。

- 第48条 ①会員及びビジターは、倶楽部到着と共に備え付けの名簿にその氏名を記入しなければならない。  
②会員は、メンバーズカードによるサインレスチェックインをもつて署名と変えることが出来る。

- 第49条 犬又はその他動物を携行してはならない。

### 第11章 個人情報の取扱い条項

- 第50条 (個人情報の収集、保有・利用、委託)

1. 会員および入会申込者は、会員契約の管理のため、以下の情報(以下、これらを総称して「個人情報」という。)を、当社が保護措置を講じた上で収集・利用することがある  
①入会申込し込み時や入会後に会員等が届け出た会員等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号および勤務先の事項  
②入会申込日、入会承認日、入会承認書に基づき倶楽部利用状況および年会費支払状況  
③会員等から適法かつ適正な方法により収集した住民票、印鑑証明等公的機関が発行する書類の記載事項  
④金融機関等による会員等の本人確認等および預金口座等の不正な利用の防止に関する法律に基づく本人確認書類の記載事項  
2. 当社が本会則に基づく会員契約に関する業務の一部または全部を、当社の提携先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により収集した個人情報を当該提携先企業に当該提携先企業が利用することができる。  
3 当社が当社の事務(コンピュータ事務、年会費引落事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む。)する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により収集した個人情報を当該業務委託先に提供し当該企業が利用することができる。

- 第51条 (個人情報の利用)  
会員等は、当社が下記目的のために第50条第1項①②の個人情報を利用することがある。  
①会員契約に基づく付帯サービスの提供  
②当社のゴルフ倶楽部関連事業における市場調査・商品開発  
③当社のゴルフ倶楽部関連事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業内  
第52条 (個人情報の公的機関への提供)  
当社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することができる。  
第53条 (本会則第11章に不同意の場合)  
当社は、会員等が入会申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本会則第11章の内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることができる。

- 第54条 (利用・提供中止の申し出)  
本会則第51条の同意をえた範囲内で当社が情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当社の営業の妨げにならない範囲での利用、他社への提供を中止する措置をとる。

### 第12章 附則

- 第55条 本会則の改正は理事会の議決を経て会社の承認を得ることを要する。  
第56条 本会則に疑義を生じる場合は理事会の解釈によって行う。  
第57条 本会則は平成27年1月19日から実施する。

## \*\*\*\*\* 約款 \*\*\*\*\*

### 1章 理事会

- 第1条 理事会は理事をもって構成し、会社から委託を受けてゴルフプレーに関する諸規則の制定およびその他倶楽部全般の事務運営にあたるものとする。

- 第2条 理事会は予算を伴う工事及びその他会社の権利義務を生じる行為をなさんとするときは、会社の承認を受けて会社の名において行わなければならない。

- 第3条 理事会は理事長が必要と認めたとき、又は理事の5分の1以上から会議の目的と事項を示して請求があったときは、理事長がこれを招集しその議長となる。

- 第4条 理事会は理事の2分の1以上の出席(委任状による代理出席を含む)がなければ開会することができない。

- 第5条 理事会の決議は理事の過半数が出席しその理事の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長がこれを決定する

- 第6条 理事会における議事については議事録を作成し、議長及び指名の出席理事2名がこれに記名捺印するものとする。

- 第7条 理事長は理事会の事務を担当させるために常任書記を任命することができる。常任書記は会員であることを条件としない。

### 第2章 委員会

- 第8条 理事会はその諮問機関としての各種委員会を必要に応じて設けることができる。

- 第9条 委員会の委員長は理事の中から理事長がこれを委嘱し、委員は原則として会員の中から理事長がこれを委嘱する。委員長、委員の任期は満3ヶ年とする。

### 第3章 各種委員会

- 第11条 各種委員会は倶楽部に関する義務をその種別部門により分担処理する。

- 第12条 委員長は当該委員会のそれぞれの議長となる。副委員長は委員長を輔佐し委員長に支障のあるときはこれを代行する。

- 第13条 各委員会の招集、定足数、決議数に関しては第1章理事会のそれを準用する。

- 第14条 各委員会の重要な決議事項は、あらかじめ理事長の了解を求めなければならない。

- 第15条 各種委員会の種別は次の通りとする。  
(1) 競技委員会  
(2) ハンディキャップ委員会  
(3) グリーン委員会  
(4) エチケットフェロウシップ委員会  
(5) シニアレadies委員会

- 第16条 各種委員会の委員の定数は10名以内とする。

- 第17条 競技委員会は競技に関する業務を分担する。

- 第18条 ハンディキャップ委員会は委員のハンディキャップの認定及び変更に関する業務を分担する。

- 第19条 グリーン委員会はゴルフコースの維持補修改良に関する業務を分担する。

- 第21条 エチケットフェロウシップ委員会はエチケット・マナーの制定に関する業務を分担する。

- 第22条 シニアレadies委員会はシニア会員レadies会員の親睦を図る為の催事計画等の業務を分担する。

- 第23条 委員会は倶楽部及び会社に業務負担の行為をしてはならない。

- 第24条 委員はすべて名誉職とする。

### 第4章 会計

- 第25条 倶楽部の会計業務は会社が一切これを行う。

### 第5章 解散

- 第26条 倶楽部は会社の取締役会の議決を経なければ解散することができる。

### 第6章 ゴルフ規則

- 第27条 ゴルフ規則は財団法人日本ゴルフ協会によって採用された規則及び当地方の状況によって必要と認めたローカルルールによるものとする。

### 第7章 附則

- 第28条 本規約に規定されていない事項及び施行上必要と認められた事項又は本規約の条項に疑義を生じたときは理事会がこれを決定する。

- 第29条 本規約の改正は理事会の議決を経て会社の承認を必要とする。

- 第31条 本規約は平成26年2月1日から実施する。(変更)